

公益社団法人 全国助産師教育協議会 役員選挙管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第15条に規定される役員の選任につき、その候補者選出のための選挙に関する手続きを定めたものである。

(正会員の倫理)

第2条 正会員は、本規程を遵守し、公正なる選挙を行うよう努めなければならない。

第2章 役員選挙の実施

(役員選挙の実施)

第3条 役員選挙は、第10条に定める選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において実施する。

(公示)

第4条 本法人役員選挙における必要事項を周知させるため、選挙投票開始の1ヶ月前までに委員会より正会員並びに個人会員に公示する。

2 公示方法は、正会員宛文書若しくは電子メールでの通知、本法人ホームページ上への公開などによって行う。

3 公示内容は以下のとおりとする。

- (1) 選挙を実施する役員の種類及び定数
- (2) 候補者の要件並びに必要提出書類
- (3) 推薦による届出の受付期間
- (4) 選挙・投票の方法
- (5) 投票期間
- (6) 選挙結果の広報方法

(候補者の資格)

第5条 役員選挙における候補者は、正会員名簿に記載された本法人正会員の機関代表者(以下「機関代表者」という。)でなければならない。

2 監事については、個人会員も候補者となることができる。

3 次の各号に該当する者は、立候補資格を有しない。

- (1) 役員選挙の投票締切日現在、本法人正会員および個人会員になり1年を経過していない者
- (2) 役員選挙を実施する年度の9月30日において会費の未納がある者

(候補者の選出)

第6条 役員選挙における候補者は、以下の方法により選出される。

- (1) 以下に定める選挙地区の手続による投票
- (2) 機関代表者3名以上の推薦による届出

選挙地区：選挙地区の区分けは、以下のとおりとする。

地区名	該当都道府県名
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、新潟
東 京	東京
中 部	静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2 前項（2）による届出が適正に行われていない場合、委員会は本届出の受理を拒否することができる。

（候補者名簿の作成）

第7条 委員会は、電子投票及び機関代表者3名以上の推薦による候補者用紙に基づき、候補者名簿を作成する。

（候補者等の責務）

第8条 役員選挙に当たっては、候補者及び正会員は本法人の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第3章 委員会

（委員会の設置）

第9条 役員の選挙を公正かつ迅速に行うため、委員会を設置し、役員選出に関する諸業務を行う。

（選挙の事務及び管理）

第10条 役員選挙の事務及び管理は、委員会において、中立公正に執行する。

- 2 委員会は、2名の選挙管理委員（以下「委員」とする。）を以て組織する。ただし、委員は立候補者又は推薦人を兼ねることができない。
- 3 委員の選出は、理事会が、機関代表者又は助産師教育関係者及び有識者の中から行い、委嘱する。
- 4 委員の互選により委員長を決める。委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。
- 5 委員の任期は、次期改選の時までの2年とする。
- 6 委員の再任は妨げない。ただし連続3期を超えないものとする。

（委員会の業務）

第11条 委員会は、次の業務を執行する。

- （1）役員選挙の告知
- （2）役員立候補に関する届出の受付と審査
- （3）選挙・投票方法の決定
- （4）選挙結果の広報と年次総会での報告

第4章 役員の定数及び選出

（役員の定数）

第12条 定款第14条により、理事は5名以上10名以内、監事は2名以内を選出する。

2 理事のうち2名以内を理事会推薦とし、監事を個人会員より選出するときは1名を限度とする。

(投票)

第13条 投票は、選挙期日期間内の正会員による直接無記名式電子投票とする。この場合、連記無記名投票による数は選出する定数以内でなければならない。

2 正会員は、第7条に定める候補者より、理事3名、監事1名を選び投票する。

(不在投票)

第14条 やむを得ない事由のため、選挙期間中に投票ができない正会員は、所定の手続きにより不在者投票を行うことができる。

(開票)

第15条 開票は、特別の場合を除き、委員会が定めた日時及び場所において行う。

2 開票管理人は、委員長を以てこれにあてる。

3 開票立会人は、委員会の定める委員1名以上を以てこれにあてる。

(無効投票)

第16条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 委員会所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 被選挙人以外の氏名を記載したもの
- (3) 被選挙人氏名の記載のないもの
- (4) 選出定数を超えて連記されているもの
- (5) ペンネームを記載したもの
- (6) 印書又は印刷によるもの
- (7) 指定の期日を越えて到着したもの
- (8) 記入の確認が困難なもの

(当選者及び補欠)

第17条 開票の結果、選出投票数の多い者から定員の上限まで当選者とする。

2 理事役員選挙において同地区の最上位に同数の得票者が数名いる場合、及び、監事役員選挙において同数の得票者が数名いる場合は、選挙管理委員会が抽選により当選者ならびに次点者の順位を決定する。

3 理事及び監事に欠員を生じた場合にそなえて、それぞれの次点者を補欠者として選出する。

(選挙記録の保存)

第18条 委員会は、開票管理人及び開票立会人が署名した当該理事選挙に関する記録を作成し、証拠書類とともに2年間保存しなければならない。

(当選者及び補欠者)

第19条 第17条の当選者は定時社員総会において承認を受けることで、当選者は理事及び監事に選任され就任する。補欠者は、理事又は監事の任期中に欠員を生じたときに、総会(定時または臨時)の承認を得てその任期まで理事又は監事に就任する。

(改廃)

第20条 本規程は、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければ、変更及び改廃できない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年2月13日より施行する。
- 2 この規程は、令和2年6月13日より施行する。
- 3 この規程は、令和6年6月15日より施行する。
- 4 この規程は、令和7年6月21日より施行する。